

人づくり地域づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町民の自治意識及び町政への参加意識の高揚を図り、町民と行政とのパートナーシップによる町民参加のまちづくりを推進するために、町民が自ら考え自ら実践する人づくり地域づくり事業を支援するため、東川町補助金等交付規則（昭和58年東川町規則第5号。以下「交付規則」という。）及び補助金交付基準に関する規則（平成13年東川町規則第9号。以下「基準に関する規則」という。）並びにこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる対象者は、基準に関する規則第3条に基づき、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自治行政区団体
- (2) 自主的に組織され町内で活動している団体
- (3) 次条第4号の事業のうち海外研修事業及びその他特に必要と認められる事業を行う個人

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 環境の保全を図る事業
- (3) 地域の安全を図る事業
- (4) 国際協力及び国際交流を図る事業
- (5) 地域における子どもの健全育成を図る事業
- (6) 芸術文化の振興を図る事業
- (7) 経済活動の活性化を図る事業
- (8) その他町長が特に必要と認める事業

(対象事業の要件)

第4条 次の各号を対象事業の要件とする。

- (1) 国、道、町又は他の団体等の補助金の交付対象とならないもの。
- (2) 当該年度に事業が完了するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの。

(補助対象経費)

第5条 第3条の事業を行うのに必要な経費（謝金、賃金、旅費交通費、消耗品、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、使用料、備品購入費等）を補助の対象とする。

ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費。
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費。
- (3) 不動産及び高額な備品の購入費。（概ね10万円を超える備品の購入費。）

(事業実施期間)

第6条 この補助金の対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は基準に関する規則第4条の規定に基づき補助対象経費の2分の1以内を基本とし、最高限度額は30万円とする。ただし、個人を対象とするものは3分の1以内とし、最高限度額は20万円とする。

2 補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事業の採択)

第8条 事業の採択を受けようとする者は、町長に別記様式を提出して審査を受けるものとする。

(交付申請)

第9条 前条の規定により採択された事業で補助金の交付を受けようとする者は、交付規則に定める補助金交付申請書等を町長へ提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第10条 町長へ補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には補助金の交付決定を行い、補助金の交付申請をした者(以下「補助事業者」という。)に通知する。

(交付の条件)

第11条 町長は補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは条件を付することができる。

(補助金の交付)

第12条 補助金は補助事業者の請求により交付する。ただし町長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は補助事業が完了したときは、速やかに交付規則に定める補助事業実績報告書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 町長は補助事業者が次の各号の一つに該当する場合、補助金の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還させる事ができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の執行が不相当と認められたとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。